岩手中部水道企業団週休２日工事実施要領

（目的）

第１　この要領は、岩手中部水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事において、週休２日を確保する工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工事全体の一時休止及び工場製作のみを実施している期間の他、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(2)　現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(3)　完全週休２日（土日祝）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）（以下、「祝日に関する法律」という。）に規定する祝日に指定し、同一週にそれらに相当する日数以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、事前の協議等により、災害対応や地元調整等から土日祝の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、土日祝に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。

(4)　完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、事前の協議等により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。

(5)　月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(6)　通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(7)　完全週休２日交替制（土日祝）とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら、その週に含まれる土日並びに祝日に関する法律に規定する祝日に相当する日数以上の休日を確保する取組をいう。

(8)　完全週休２日交替制（土日）とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら１週間に２日間以上の休日を確保する取組をいう。

(9)　月単位の週休２日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保する取組をいう。

(10) 通期の週休２日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保する取組をいう。

2　週休２日の達成判断は次のとおりとする。

(1)　完全週休２日（土日祝）とは、対象期間の全ての週において、土日並びに祝日に関する法律に規定する祝日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は､監督職員と事前に協議したうえで、土日祝に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。この場合において１週間の定義は月曜日から日曜日までを基本とし、土日祝に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、１週間にそれらに相当する日数以上の現場閉所を行うものとする。

　また、曜日を跨ぐ夜間工事は、週７回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間及び日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間、祝日からその翌日に跨ぐ夜間で現場閉所が行っていれば、完全週休２日（土日祝）を達成しているとみなす。

　なお、営繕工事における１週間は、原則として土曜日から金曜日までの７日間とする。

(2)　完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう｡受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議したうえで、土日に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする｡この場合において１週間の定義は月曜日から日曜日までを基本とし、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行うものとする。

　また、曜日を跨ぐ夜間工事は、週７回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間及び日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行っていれば、完全週休２日（土日）を達成しているとみなす。

　なお、営繕工事における１週間は、原則として土曜日から金曜日までの７日間とする。

(3)　月単位の週休２日とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という｡）が、28.5%（８日／28日）以上の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は､土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、その月の週休２日を達成しているものとみなす。

(4)　通期の週休２日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（８日／28日）以上の状態をいう。

(5)　降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(6)　完全週休２日交替制（土日祝）とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日数が、その週に含まれる土日並びに祝日に関する法律に規定する祝日に相当する日数以上の休日を確保した状態をいう。

(7)　完全週休２日交替制（土日）とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（８日/28日）以上の水準の状態をいう。

(8)　月単位の週休２日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（８日/28日）以上の状態をいう。

(9)　通期の週休２日交替制とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（８日/28日）以上の状態をいう。

（対象工事の選定）

第３　対象工事は、企業団が発注する全ての工事を対象とする。ただし、企業団が週休２日工事に適さないと判断した工事は除く。

（発注方式）

第４　発注方式は、次のいずれかによるものとする。

(1)　週休２日工事　受注者が、完全週休２日（土日）又は月単位の週休２日の取組について工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（ただし、通期の週休２日は必須）

(2)　週休２日交替制工事　受注者が、完全週休２日交替制又は月単位の週休２日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（ただし、通期の週休２日交替制は必須）

２　工事発注は、原則として週休２日工事とする。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、週休２日交替制工事を選択できるものとする。

３　営繕工事において、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

【第Ⅰ編】週休２日工事

（実施手続）

第５　発注者は、発注時において、特記仕様書等に週休２日工事の対象であることを明示するものとする。

２　週休２日の取扱いは、次のとおりとする。

(1)　受注者は、施工計画書（当初）に具体的な休日を確保した週休２日工事工程表

（計画）を添付し、監督職員に提出するものとする。

(2)　機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。

(3)　工事契約後、完全週休２日（土日祝）の取組にあたって、受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合で、土日祝に代わる代替日の設定が困難であり現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定することができる。この際には変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休２日の対象外とする期間を設定する場合は、やむを得ない必要最小限の期間に限定するものとする。

　また、この対象外とする期間においては、受注者は技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休２日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(4)　工事契約後、完全週休２日（土日）の取組にあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合で、土日に代わる代替日の設定が困難であり現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定することができる。この際には変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休２日の対象外とする期間を設定する場合は、やむを得ない必要最小限の期間に限定するものとする。

　また、この対象外とする期間においては、受注者は技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休２日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(5)　受注者は、対象期間中、休日取得状況（現場閉所実績）を記載した週休２日工事工程表（実施）を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。

(6)　受注者は対象期間中､やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、代替日を設定し、事前に発注者と協議する。なお、１週間の定義は月曜日から日曜日までを基本とし、代替日を設定する場合は同一の週で指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行うものとする。

(7)　夜間作業などにより出勤から作業終了までに曜日を跨ぐ場合は、作業終了時間から24時間以上の現場閉所を確保できれば、現場閉所を開始した曜日を現場閉所日と取り扱うことができる。

(8)　休日と定めた日において、次に該当する場合は現場閉所日として取り扱うことができる。

ア　発注者が緊急の作業を要請した場合

イ　現場見学会等の対応を行った場合

ウ　現場状況から交通規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現地作業を行わない場合

３　受注者は、週休２日工事である旨を現場の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。
４　週休２日工事において、受注者が交替制による週休２日工事を実施する場合は、受注者は施工計画書（当初）の提出前に、現場閉所が困難となる理由を示し、交替制による週休２日の実施について監督職員と協議するものとする。
５　発注者は、週休２日確保の取組みに支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等について迅速に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が発生するような指示等は行わないものとする。

（実施確認）

第６　受注者は、工事完成届を提出する日の20日前（土日祝日含む）までに、現場閉所日を記載した最終の週休２日工事工程表（実施）を監督職員に提出するものとする。
２　受注者は、前項の提出に際し、休日が確保されていることがわかる資料（下請企業を含む、作業日報や週報、出勤簿等のいずれか）を監督職員に提示するものとする。
３　発注者は、前２項により週休２日の達成状況を確認する。
４　受注者の責により、第１項及び第２項が行われない場合は、週休２日が達成できなかったものとして扱う。

（工事成績評定における評価）

第７　発注者は、週休２日の達成を確認した場合、工事成績評定において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。
(1)　完全週休２日（土日祝）の達成　２点加点評価する。
(2)　完全週休２日（土日）の達成　１．５点加点評価する。
(3)　月単位の週休２日の達成　１点加点評価する。
(4)　明らかに受注者側の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合　２点減点評価する。

【第Ⅱ編】週休２日交替制工事

（実施手続）

第８　発注者は、発注時において、特記仕様書等に週休２日交替制工事の対象であることを明示するものとする。
２　週休２日交替制の取扱いは、次のとおりとする。
(1)　受注者は、施工計画書（当初）に交替制による週休２日の確保を実施する旨を記載し、監督職員に提出するものとする。

(2)　受注者は、対象期間中、実施工程表に休日率を明示し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。

(3)　機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。

(4)　工事契約後、週休２日交替制工事の取組にあたって、受注者の責によらず交替制による週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休２日の対象外とする作業と期間を決定することができる。この際には変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、この対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

(5)　受注者のやむを得ない理由で休日に作業を行う場合の取扱いについては、第Ｉ編の規定による。

(6)　夜間作業などの曜日を跨ぐ場合の休日の取り扱いについては、第Ｉ編の規定による。

(7)　休日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、休日として取り扱うことができる。

３　週休２日交替制工事である旨の現場掲示については、第Ｉ編の規定による。

４　週休２日交替制工事において、受注者が現場閉所による週休２日を実施する場合は、受注者は施工計画書（当初）の提出前に現場閉所による週休２日の実施について監督職員と協議するものとする。

５　発注者の週休２日交替制工事の実施に支障とならない対応等については、第Ｉ編の規定による。

（実施確認）

第９　受注者は、工事完成届を提出する日の20日前（土日祝日含む）までに休日率が記載された最終の実施工程表を監督職員に提出するものとする。

２　受注者は、前項の提出に際し、技術者及び技能労働者の休日率算出資料及び休日率の達成状況が確認できる既存資料等（下請け企業を含む、出勤簿、工事日誌、休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を監督職員に提示するものとする。

３　発注者は、前各項により休日率（週休２日）の達成状況を確認する。

４　受注者の責により、前第１項及び第２項が行われない場合は、週休２日が達成できなかったものとして扱う。

（工事成績評定における評価）

第10　工事成績評定における評価については、第Ｉ編の規定による。ただし、第Ｉ編第７中「週休２日の達成を確認した場合」とあるのは「休日率（週休２日）の達成を確認した場合」と読み替えるものとする。

附　則（令和６年12月19日告示甲第57号）

この要領は、令和７年２月１日から施行する。

附　則（令和７年12月19日告示甲第43号）

この要領は、令和７年12月19日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知等を行う工事の契約から適用する。

附　則（令和８年９月18日告示甲第26号）

この要領は、令和８年10月１日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事から適用する。